

令和8年度 岩手県要保護児童対策地域協議会調整担当者（市町村職員） 研修業務委託仕様書

1 本事業の趣旨

市町村要保護児童対策地域協議会の調整担当者が業務を行うために必要な知識やスキルを習得し、子どもの権利を守り、子どもの最善の利益を最優先とする子ども家庭ソーシャルワーク実践の専門性の向上を図るため実施する。

なお、本研修は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第25条の2第9項により要保護児童対策調整機関の調整担当者に対し、受講が義務付けられているものである。

2 委託期間

契約の日から令和9年3月31日まで

3 委託内容

(1) 実施場所

岩手県内

(2) 実施事業

令和8年度岩手県要保護児童対策地域協議会調整担当者（市町村職員）研修

(3) 科目・内容

「児童福祉司等及び要保護児童対策調整機関の調整担当者の研修等の実施について（一部改正）」（令和8年3月31日付けこ支虐第92号通知）による。

(参考) 要保護児童対策調整機関の調整担当者研修カリキュラム

科目	細目	コマ数	内容
1 子どもの権利擁護と倫理	<ul style="list-style-type: none">○ 子どもの権利の考え方○ 児童の権利に関する条約○ 児童福祉法の理念○ 国連「児童の代替的養護に関する指針」○ 子どもの権利侵害○ 個人情報の取扱い○ 記録の取り方・管理○ 子ども家庭福祉における倫理的配慮	1	講義 1
2 子ども家庭相談援助制度及び実施体制	<ul style="list-style-type: none">○ 子ども家庭の問題に関する現状と課題○ 子ども家庭福祉に関する法令及び制度○ 国、都道府県（児童相談所）、市町村の役割	1	講義 1
3 要保護児童対策地域協議会の運営	<ul style="list-style-type: none">○ 各関係機関の特徴と役割○ 医療機関との連携○ 関係機関との適切な連携・協働の取り方・あり方○ 多機関ネットワーク○ 関係機関との協働と在宅支援○ 要保護児童対策地域協議会の運営・業務○ 関係機関への説明の理論性と正当性の必要性○ 調整機関の役割○ 他市町村及び管轄外児童相談所との連携	2	講義 1 演習 1

科 目	細 目	コマ数	内容
4 会議の運営とケース管理	<ul style="list-style-type: none"> ○ 個別ケース検討会議の効果的な実施・運営 ○ 進行管理を行う意義と目的 ○ 要保護児童対策地域協議会で扱うケースの管理 	1	演習 1
5 児童相談所の役割と連携	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童相談所の業務 ○ 児童相談所の組織と職員 ○ 援助決定の流れ ○ 市町村子ども家庭相談と児童相談所との協働 	1	講義 1
6 子ども家庭相談の運営と相談援助のあり方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子ども家庭相談の業務 ○ 相談受理のあり方 ○ 支援決定の流れ ○ 保護者理解と支援 ○ 面接相談の方法と技術 ○ 子どもの面接・家族面接・家庭訪問のあり方 	2	講義 1 演習 1
7 社会的養護と市町村の役割	<ul style="list-style-type: none"> ○ 社会的養護制度 ○ 養子縁組制度 ○ 社会的養護と児童相談所などの関係機関との連携 ○ 移行期ケアのあり方 ○ ファミリーソーシャルワーク及び家庭復帰支援のあり方 ○ 年長児童の自立支援のあり方 ○ 生活支援と治療的養育 ○ 社会的養護における権利擁護（被措置児童等虐待、苦情解決、第三者評価） ○ 社会的養護における永続性・継続性を担保するソーシャルワークのあり方 ○ 家庭復帰と市町村の役割 	1	講義 1
8 子どもの成長・発達と生育環境	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもの成長・発達の特性 ○ 生育環境とその影響（DV・貧困を含む） ○ 子ども及び保護者の精神や発達等の状況 	1	講義 1
9 子どもの生活に関する諸問題	<ul style="list-style-type: none"> ○ いじめ、子どもの貧困等の社会的問題 ○ 非行、ひきこもり、不登校、家庭内暴力、自殺等の行動上の問題 	1	講義 1
10 子ども家庭支援のためのソーシャルワーク	<ul style="list-style-type: none"> ○ ソーシャルワークとは ○ ソーシャルワークの歴史 ○ ソーシャルワークの原理と倫理 ○ ソーシャルワークの方法 ○ ソーシャルワークの方法論に基づいた子ども家庭支援のあり方 ○ ケースに関する調査のあり方 ○ 子ども・親・妊婦・家族、地域のアセスメント ○ 子ども・家族とその関係性のアセスメント ○ ケースの問題の評価の方法 ○ 支援計画の立て方 ○ ケースの進行管理・再評価 ○ チームアプローチ ○ ケースカンファレンス（事例検討） ○ 妊娠期におけるソーシャルワーク 	2	講義 1 演習 1

科 目	細 目	コマ数	内容
11 子ども虐待対応	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子ども虐待の一般的知識（現状と課題を含む） ○ 子ども虐待対応の基本原則（基本事項） ○ 子ども虐待の発生予防 ○ 子ども虐待における早期発見・早期対応 ○ 子ども虐待における保護・支援（在宅支援・分離保護・養育・家庭支援） ○ 子ども虐待事例のケースマネジメント（アセスメント・プランニング） ○ 子ども虐待事例の心理療法 ○ 子ども虐待の重大な被害を受けた事例（死亡事例を含む）の検証の理解 ○ 虐待・ネグレクトが子どもに与える心理・行動的影響 ○ 事実や所見などに基づく虐待鑑別・判断 ○ 被害事実確認面接についての理解 ○ 通告の受理、安全確認 ○ 通告時の聞き取り方 ○ 通告時の危機アセスメント、初期マネジメント ○ 調査 ○ 警察・検察など関係機関との連携の必要性・あり方 ○ 特別な支援が必要な事例（代理によるミュンヒハウゼン症候群、性的虐待、医療ネグレクト）の理解 ○ 乳児揺さぶられ症候群(SBS)、虐待による頭部外傷(AHT)への対応 ○ 性的虐待への対応 ○ 居住実態が把握できない児童への対応 ○ 無戸籍児童への対応 	3	講義 1 演習 2
12 母子保健の役割と保健機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> ○ 母子保健における視点 ○ 母子保健に関する法令と施策 ○ 母子保健事業の展開と実務 ○ 母子健康手帳の活用 ○ 特定妊婦の把握と支援 ○ 保健所・子育て世代包括支援センターとの連携のあり方 	1	講義 1
13 子どもの所属機関の役割と連携	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校組織 ○ 教育機関との連携のあり方 ○ 保育所等の利用と連携のあり方 ○ 所属機関における特別なニーズのある子どもへの支援 	1	講義 1
14 子どもと家族の生活に関する法令と制度の理解と活用	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子ども・子育て支援制度 ○ 子ども・若者支援制度 ○ ひとり親家庭の支援制度 ○ 障害種別と障害支援区分 ○ 障害に関する法令と制度 ○ 生活保護制度・低所得者対策制度 	1	講義 1

※1 コマ 90 分

(4) 事業実施に伴う事務等

- ア 事業実施細目の企画立案及び研修スケジュールの作成
- イ 研修の実施（当日の運営、受講管理、レポート取りまとめ等）
- ウ 講師及び関係機関との連絡調整
- エ 事業実施に必要な通知、広報等
- オ 講師等への謝金及び旅費、使用料、消耗費等の支出

カ その他、事業実施のために必要な事務

(5) 留意事項

ア 個人情報管理

参加者等の個人情報は、個人情報の保護等に関する条例（令和4年岩手県条例第49号）等により適切に取り扱うこと。

イ 研修実施回数及び日程調整

(ア) 5日間程度の研修を6ヶ月以内に実施すること。3日程度の研修を前期・後期2回に分けて実施する場合には、前期開始日と後期終了日との間は6ヶ月以内とする。オンラインで研修を実施する場合、受講者の参加状況を把握するとともに、講師と受講生及び受講生同志の双方向コミュニケーションが図られるよう配慮すること。

(イ) 児童福祉司任用前講習会を受講済の参加者に対しては、免除可能な科目があるため、研修スケジュールを作成する際、免除可能な科目をまとめた日程にする等配慮すること。

(ウ) 遅くとも令和9年2月までに研修を終了すること。

ウ 受講管理、レポートの確認

事業の実施に当たり、1科目ごとに受講状況及び振り返りレポートの提出を確認するとともに、受講内容について記録すること。

エ 効果測定

受講者に対して、研修始期に現状を把握し、終期に効果測定を実施することにより、研修によって受講者が得た効果を把握すること。

オ 研修の修了認定

研修の修了認定について、受講者が受講科目の全てを受講しているかを確認のうえ修了者名簿を作成し、県宛報告すること。

カ 受講者の交流・意見交換の機会の設定

(ア) 市町村間の連携を促進することを目的として、受講者の交流・意見交換等を企画すること。

(イ) 研修カリキュラムとは別に実施することとし、参加は受講者の任意とする。

キ 契約の変更

契約時に定める仕様書による業務以外に必要な業務が生じたときは、協議により契約の変更が行われることがあること。

4 その他

- (1) 研修の受講者から研修に係る受講料及び資料代等の費用徴収は行わないこと。
- (2) 本委託業務の履行にあたっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第10条第1項に基づく「岩手県知事部局における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」（平成28年2月15日付け障第900号保健福祉部長通知）第3に規定する合理的配慮について留意すること。
- (3) 本委託業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、受託者と委託者において協議するものとする。